都筑区公告第　96 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20条の２の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８ 年 10 月 29 日

横浜市都筑区長　　佐々田　賢一

送達を受けるべき者	住所又は所在地	横浜市都筑区佐池辺町 3598 番地１ イケヨシビル 302
	氏名又は名称	吉田　博也
送達する書類名	差押調書（謄本）	

（注意）
地方税法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。